



# 茨城県報

第 1 3 3 4 号

平成14年 1 月31日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

●字の区域の廃止及び設定（地方課）	1
●指定居宅サービス事業者の変更（高齢福祉課）	2
●指定居宅介護支援事業者の変更（高齢福祉課）	2
●大規模小売店舗の変更の届出（4件）（商業流通課）	3
●大規模小売店舗の届出事項不変更の通知（商業流通課）	8
●保安林の指定の解除の予定（林業課）	9
●土地改良区の設立の公示（農村計画課）	9
●土地改良区の解散の公示（4件）（農村計画課）	9
●換地計画の決定（3件）（農地整備課）	10
●道路の区域の変更（3件）（道路維持課）	11
●道路の供用の開始（道路維持課）	12
●事業計画の変更の認可（下水道課）	13
（選挙管理委員会）	
●選挙管理委員会第1回臨時会の招集	13
公 告	
●県営土地改良事業計画の変更（農村計画課）	14
●貸金業者の登録の取消し（総合事務所）	14
正 誤	
●平成13年12月20日付け茨城県報第1324号中	15

## 告 示

### 茨城県告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により茨城町長から同町内の字を次のとおり廃止し、字の区域を設定する旨の届出があった。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

桜の郷に設定し、小字を廃止する区域

大字大戸字石原 3131, 3139の 1  
 同 大塚 3104の 1, 3104の 2, 3104の 4, 3104の 8 から3104の10まで, 3119, 3119の 1, 3119の 2, 3121, 3121の 1, 3124, 3125, 3129の 1, 3129の 2, 3129の 4  
 同 関ノ上 3157から3159まで  
 同 綱山 3142, 3162, 3168の 3, 3168の 9  
 同 富士谷津 3156の 1, 3163, 4553, 4554の 1, 4554の 3, 4555, 4556  
 同 前川 3107の 1 から3107の 8 まで, 3109, 3110の 1, 3110の 3 から3110の 6 まで, 3114の 1 から3114の 4 まで, 3117の 1, 3117の 2, 3118の10

大字近藤字荒地 280  
 同 荒谷 273の 3, 289の 4  
 同 大戸道 231の 1 から231の 3 まで  
 同 下天王 284, 284の 1, 285  
 同 下夕田道 264の 4, 269の 5  
 同 天王後 260の 4, 260の 5  
 同 天王前 246, 246の 1  
 同 天王山 259  
 同 中畑 239の 1, 239の 2, 242の 1, 242の 2  
 同 宮後 226の 1, 226の 2, 229の 3  
 同 宮付 222の 3, 222の 4

及びこれらの区域に介在する道路, 水路である国有地の全部

「上記の土地の表示は平成13年12月 4 日現在による」

#### 茨城県告示第95号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき, 下記のとおり変更届出があったので, 告示する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更年月日
有限会社 やさしい手つくば	やさしい手つくば福祉用具貸与事業所	牛久市南 3 丁目 7 番 8 号	訪問介護	(事業所の名称) 介護サービスひだまり	平成14年 1 月10日
有限会社 やさしい手つくば	やさしい手つくば福祉用具貸与事業所	牛久市南 3 丁目 7 番 8 号	福祉用具貸与	(事業所の名称) 介護サービスひだまり	平成14年 1 月10日
有限会社 やさしい手つくば	やさしい手つくば訪問入浴事業所	牛久市南 3 丁目 7 番 8 号	訪問入浴	(事業所の名称) 介護サービスひだまり	平成14年 1 月10日

#### 茨城県告示第96号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき, 下記のとおり変更届があったので, 告示する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更年月日
有限会社 やさしい手つくば	やさしい手つくば居宅介護支援事業所	牛久市栄町 5 丁番地11	居宅介護支援	(事業所の名称) 介護サービスひだまり	平成14年 1 月10日
株式会社イディア・コーポレーション	介護支援センターきらり	水戸市城南 1 丁目 3 番 32号	居宅介護支援	(事業所の所在地) 水戸市河和田 1 丁目 1513番地25	平成13年 12月15日
株式会社 日立製作所	多賀総合病院介護サポートセンターたが	日立市国分町 2 丁目 1 番 2 号	居宅介護支援	(事業所の名称) 介護サポートセンターたが	平成14年 2 月 1 日

### 茨城県告示第97号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県西地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (1) 安全商事株式会社

代表取締役社長 中村 清賢

水戸市笠原町136番地 1

##### (2) 有限会社豊商店

代表取締役社長 稲葉 豊

下妻市大字下妻戊181番地

#### 2 届出事項の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

総合日曜大工センターアンゼン下妻店

下妻市大字下妻柳の下戊116番 1 外

##### (2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 安全商事株式会社 午後 9 時

(変更後) 安全商事株式会社 午前 0 時

##### (3) 変更する年月日

平成14年 1 月25日

##### (4) 変更する理由

消費者のニーズに対応するため。

#### 3 届出年月日

平成14年 1 月18日

## 茨城県告示第98号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役社長 神林 章夫

## (2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ見川店

水戸市見川町3065番地 外

## (2) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分

## (3) 変更する年月日

平成14年 1 月22日

## (4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	神 林 章 夫
有限会社カトレア	水戸市大工町 1 丁目 6 番29号	君 島 佐 智 子
有限会社あけの	水戸市見和 2 丁目294番地11	高 橋 俊 夫
株式会社アンデルセン	東京都新宿区西新宿 2 丁目 1 番 1 号	高 木 誠 一

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社アロー	東京都新宿区四谷 1 - 17	津 村 浩
株式会社カメラの清水	福島県いわき市植田町中央 1 - 4 - 15	清 水 信 弘
亀印製菓株式会社	水戸市見川町2139番地の 5	林 耕 芳

## イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,164㎡

## ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 164台

(イ) 駐輪場の収容台数 40台

(ウ) 荷さばき施設の面積 25㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 51㎡

## エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の出入口の数

3箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 2 時

## 3 届出年月日

平成14年 1 月21日

## 茨城県告示第99号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役社長 神林 章夫

## (2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ友部店

西茨城郡友部町大字平町字大沢1470番地1480 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

(3) 変更する年月日

平成14年 1 月22日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	神 林 章 夫
亀印製菓株式会社	水戸市見川町2139番地の 5	林 耕 芳
株式会社マイステップ	行方郡北浦町繁昌48番地 3	横 田 太 一
株式会社アロー	東京都新宿区四谷 1 - 17	津 村 浩
花月苑	西茨城郡友部町長兎路705	野 口 満州彦

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,983㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 266台

(イ) 駐輪場の収容台数 40台

(ウ) 荷さばき施設の面積 20㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 72㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の出入口の数

5箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 1 時～午後 1 時

3 届出年月日

平成14年 1 月21日

茨城県告示第100号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び

同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県鹿行地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 氏名

宮 川 勇 三

(2) 住所

鹿島郡神栖町深芝南 2 丁目24番の 6

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ神栖店

鹿島郡神栖町大野原 4 丁目469番地

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分

(3) 変更する年月日

平成14年 1 月21日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	神 林 章 夫
株式会社マイステップ	行方郡北浦町繁昌48番地 3	横 田 太 一
山口貞男	行方郡麻生町麻生40- 1	
吉川作男	鹿嶋市下埜 8 -38	
株式会社プラザクリエイト	東京都千代田区五番町 1 番地	大 島 康 弘
富田恵世子	鹿島郡神栖町大野原 2 -29-41	
株式会社山洋エージェンシー	岐阜県大垣市本今 5 丁目74番地	河 合 宏 光

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,469㎡

## ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 333台  
 (イ) 駐輪場の収容台数 100台  
 (ウ) 荷さばき施設の面積 47㎡  
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 62㎡

## エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の出入口の数  
 4箇所  
 (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前4時～午後6時

## 3 届出年月日

平成14年 1 月17日

## 茨城県告示第101号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 7 項の規定による大規模小売店舗の届出事項不変更の通知について、同条第 8 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名  
 株式会社フジサワ  
 代表取締役 藤沢 順一  
 (2) 住所  
 つくば市下原370-1

## 2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ヤマダ電機テックランドつくば店  
 つくば市下原370-1 外  
 (2) 変更しない理由  
 茨城県意見を踏まえて講ずる対応策が、届出事項の変更に該当しないため。  
 (3) 届出事項以外の事項の変更及びその理由

## ア 変更する事項

交通整理員の配置

配置位置	配置人員	配置曜日	配置時間帯
車両入口 1 (A)	1 人	土・日・祝祭日	正 午～午後 7 時
車両入口 2 (B)	1 人	全日	午前11時～午後 9 時
車両出口 (C)	1 人	全日	午前11時～午後 9 時



(ア) 誘導方法についてはA地点での直進誘導と右折禁止看板の設置及びB地点での直進誘導（立体駐車場方向）を整理員にて実施する。

(イ) オープニング時、イベント、年末年始など混雑が予想される場合には、必要に応じ交通整理員を増員する。

イ 変更する理由

車両入口及び出口において土・日曜日等に交通整理員を配置し、来客車両を入庫後直進するよう誘導することにより入庫待ち渋滞の発生を回避し、周辺地域の生活環境を保持するため。

3 届出年月日

平成14年 1 月10日

茨城県告示第102号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿嶋市大字荒野字谷原中301

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

茨城県告示第103号

平成13年12月27日付けで岩瀬町土地改良区設立委員 川那子明三 ほか20名から申請のあった大川土地改良区、岩瀬東部土地改良区、岩瀬北部土地改良区及び小ノ池下土地改良区が合併し、岩瀬町土地改良区を設立することについては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により平成14年 1 月24日認可したので、同法第72条第3項の規定により公告する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第104号

茨城県西茨城郡岩瀬町大字岩瀬64番地の2に事務所を置く大川土地改良区は、平成14年 1 月24日付けで岩瀬東部土地改良区、岩瀬北部土地改良区及び小ノ池下土地改良区との合併により解散したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第3項の規定により公告する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第105号

茨城県西茨城郡岩瀬町大字岩瀬64番地の2に事務所を置く岩瀬東部土地改良区は、平成14年 1 月24日付けで大川土地改良区、岩瀬北部土地改良区及び小ノ池下土地改良区との合併により解散したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第3項の規定により公告する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第106号

茨城県西茨城郡岩瀬町大字岩瀬64番地の 2 に事務所を置く岩瀬北部土地改良区は、平成14年 1 月24日付けで大川土地改良区、岩瀬東部土地改良区及び小ノ池下土地改良区との合併により解散したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第 3 項の規定により公告する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第107号

茨城県西茨城郡岩瀬町大字岩瀬64番地の 2 に事務所を置く小ノ池下土地改良区は、平成14年 1 月24日付けで大川土地改良区、岩瀬東部土地改良区及び岩瀬北部土地改良区との合併により解散したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第 3 項の規定により公告する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業麻生西部地区（第 2 換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成14年 2 月 1 日から

平成14年 3 月 1 日まで

3 縦覧の場所

麻生町役場

茨城県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業麻生西部地区（第 1 換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成14年 2 月 1 日から

平成14年 3 月 1 日まで

- 3 縦覧の場所  
麻生町役場  
玉造町役場

茨城県告示第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業銚田南部地区（第2換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年 2 月 1 日から  
平成14年 3 月 1 日まで
- 3 縦覧の場所  
銚田町役場

茨城県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成14年 1 月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大宮御前山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡御前山村大字野口字八幡 421番 1 地先から	旧 (A)	最大 20.0	322	
		最小 4.0		
	旧 (B)	最大 28.0	320	
		最小 9.7		
東茨城郡御前山村大字野口字里屋 1017番 4 地先まで	新 (B)	最大 28.0	320	旧道移管及び 区域除外
		最小 9.7		

茨城県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成14年 1 月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 笠間緒川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
東茨城郡御前山村大字下伊勢畑 1942番 1 地先から	旧	メートル	メートル		
		(A)	最大 17.0		300
			最小 7.0		
		(B)	最大 29.0		270
		最小 14.0			
東茨城郡御前山村大字下伊勢畑 1902番 7 地先まで	新 (B)	最大 29.0	270	旧道移管	
		最小 14.0			

茨城県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成14年 1 月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
水海道市大字三坂新田字向田 2198番 2 地先から	旧 (A)	メートル	メートル		
			最大 22.0		1,828
			最小 4.0		
		(A)	最大 22.0		1,828
		最小 4.0			
水海道市大字中妻字北浦 3987番 3 地先まで	新	最大 67.0	1,977	バイパス新設	
		最小 18.5			
		(B)			

茨城県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年 1 月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡荃崎町天宝喜669番地先から  
稲敷郡荃崎町天宝喜669番地先まで  
牛久市田宮町1013番地先から

牛久市田宮町1024番地先まで  
牛久市田宮町1063番地先から  
牛久市田宮町1071番地先まで

3 供用開始の期日 平成14年 1 月31日

茨城県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 千代田町

2 都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画下水道事業 千代田町公共下水道

3 事業施行期間 自 昭和52年 1 月10日

至 平成19年 3 月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和52年茨城県告示第23号、昭和57年茨城県告示第36号の区域を削除する。

(2) 使用の部分

平成 9 年茨城県告示第1169号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

千代田町大字下稻吉字大橋、字大地内、字香取、字西宿後、字八幡下、字明神西脇、字八幡台、字八幡下台、字六号下、字本郷前、字鹿島台、字上根、字高峯平、字東平久保、字天神久保、字太子堂、字太子原、字江後田道、字アミ笠、字東平、字石井戸、字十三塚、字権現久保、字権現下、字権現台、字寺前、字田中前、字逆西十三番山、字筭崎、字逆西、字角来、字角来裏、字角来後、字清水川、字明神脇、字井戸久保の各一部、及び字外輪堂、字北ノ前、字西宿、字東宿後、字八幡、字八幡脇、字根回り、字浅間、字浅間下、字宅地台、字平前、字宿後、字宅地裏、字宅地脇、字宅地西後、字逆西十一番山の全部、大字稻吉南二丁目の一部  
大字下佐谷字小名田前、字小名田裏、字小名田脇、字羽前場、字羽黒前、字宮久保、字天神前、字天神裏、字宮脇、字佐渡山、字天王裏、字臼内、字平、字仲内、字辰巳沢の一部、及び字小名田、字天神、字藁田、字上宿の全部

大字中佐谷字堀内、字堀内前、字北ソワ、字東、字東前、字潜り、字殿内、字平、字桜下、字愛宕脇、字十百、字中佐谷、字香取後、字吉内、字吉内後、字吉内脇、字古山、字城山、字笠松、字笠松前、字矢口、字上平、字飯塚、字飯塚後、字山田、字南ソワ、字三反田、字下佐谷、字高天原、字愛宕、字木ノ下の各一部、及び字殿内前、字殿内下、字十王堂、字十王堂前、字香取、字香取前、字木崎、字木崎前、字内発句、字谷ッ内の全部

大字上土田字根崎、字根崎裏、字宅地績、字榎堂、字柳町、字屋敷下、字街道東、字二反田、字稗田、字上土田、字番匠、字清水谷、字柿餅の一部の区域

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第 8 号

平成14年第 1 回臨時会を次のとおり招集する。

平成14年 1 月31日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

1 日 時

平成14年 2 月 4 日 (月)

午後 5 時

2 場 所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 政治活動用立札、看板の類の証票の有効期限について
- (2) 土浦土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会の指定について

公 告

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営久米地区土地改良事業（ほ場整備）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成14年 1 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営久米地区土地改良事業（ほ場整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年 2 月 1 日から平成14年 3 月 1 日まで

3 縦覧の場所

金砂郷町役場

●貸金業者の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成14年 1 月31日

茨城県県南地方総合事務所長 宮 川 章

1 商 号 セブンツ－

2 代 表 者 氏 名 間 中 英 明

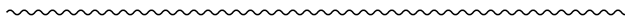
3 代 表 者 住 所 結城郡石下町大字原宿336番地の 4

4 主たる営業所の所在地 龍ヶ崎市佐貫三丁目13番 2 光正ビル

5 登 録 番 号 茨城県知事（南－ 1）第40195号

6 登 録 年 月 日 平成13年 8 月 6 日

- 7 登録取消の年月日 平成14年 1 月15日  
 8 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第37条第 1 項第 1 号



**正 誤**

平成13年12月20日付け茨城県報第1324号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
5	下から 7 行目	グリーン竜ヶ崎市民の会	クリーン竜ヶ崎市民の会

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)